岩手県告示第15号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。 令和元年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場所	期日
遠野市	当該市町村で定める場所	令和元年6月17日(午後)から同月21日(午前)まで
八幡平市	II.	令和元年7月2日から同月5日まで
岩手町	II.	令和元年7月9日及び同月10日
滝沢市	II	令和元年7月11日及び同月12日
岩泉町	II	令和元年7月17日(午後)から同月19日(午前)まで
洋野町	"	令和元年7月22日(午後)から同月24日まで
軽米町	II	令和元年7月25日
二戸市	II	令和元年7月30日から同年8月2日(午前)まで
久慈市	"	令和元年8月19日(午後)から同月23日(午前)まで
九戸村	II.	令和元年8月27日(午後)及び同月28日(午前)
葛巻町	II	令和元年8月28日(午後)及び同月29日

³ 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター